

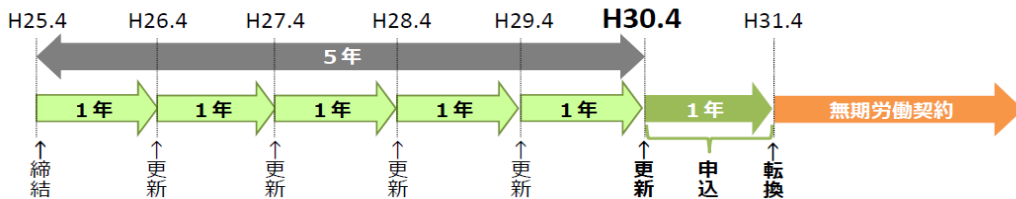


ご存知ですか? 「無期転換ルール」

～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

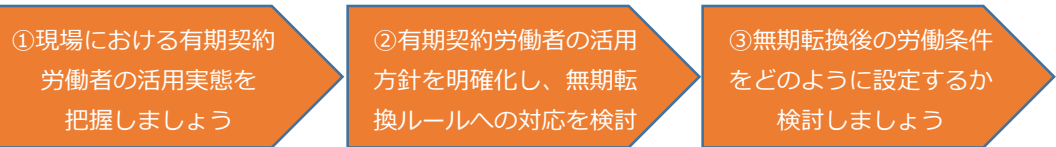
無期転換ルールとは

●平成 25 年 4 月に改正労働契約法が施行され、同一の使用者ととの間で、有期労働契約が反復更新されて、通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。(労働契約法第 18 号)
 ※通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象です。



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

円滑な無期転換のために



①有期労働者の活用実態の把握

- ・有期契約労働者の人数 ・更新の判断基準、更新回数、勤続年数等の社内規定及び運用実態
- ・担当業務の内容 ・今後の働き方・キャリアに関する希望

②活用方針と対応の検討(現在の担当業務と対応の方向性の例)

- 恒常的な基幹業務⇒無期労働契約へ転換
- 恒常的な補助業務⇒無期労働契約へ転換
- 短期、季節的業務⇒業務に合わせた期間設定。無期転換権発生しない

③無期転換後の労働条件の設定

- 有期契約労働者
- i 無期契約労働者(労働条件は有期労働契約時と同じ)
 - ii 多様な正社員区分(職務の範囲や勤務地の限定などを勘案して設定した労働条件を適用)
 - iii 正社員区分(既存の正社員区分の労働条件を適用)

雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴う無期転換前の雇止め等については、必要な人材の確保、意欲、能力の向上などを検討の上、慎重にご対応ください。

SATO'S NEWS LETTER

2016年2月号
(No.76)

CONTENTS

- 無期転換ルール……………P.1
- 助成金情報(正規雇用等転換コース)……………P.2
- ブラックバイト……………P.3
- 人事労務ニュース……………P.3
- 新卒採用6月解禁へ……………P.4
- セミナー情報……………P.4

2月の社会保険労務と税務

10日

- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

16日

- 所得税の確定申告受付開始

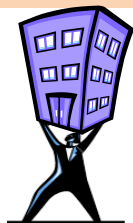
29日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- じん肺健康診断実施状況報告

公式 Facebook ページ開設



いいね!



助成金情報



キャリアアップ助成金 (無期雇用転換した場合)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む。以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。有期契約労働者等を「無期雇用労働者」に転換した場合は、次のコースが適用となります。

支給額

☆赤字部分は平成28年3月31日までの間、支給額を増額しています☆
()内は大企業の額

①有期→正規：1人当たり**50万円** (40万円)

②有期→無期：1人当たり**20万円** (15万円)

③無期→正規：1人当たり**30万円** (25万円)

(①～③合わせて1年度1事業所当たり**15人**まで (②を実施する場合は**10人**まで))

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算

・ 1人当たり30万円 (大企業も同額)

※ 母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において35歳未満の者である必要があります)

・ いずれも①1人当たり10万円、②③5万円 (大企業も同額)

対象となる労働者

○ 次の①から④までのすべてに該当する労働者が対象です。

① 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する労働者であること。

(1) 支給対象事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の**有期契約労働者**：

(2) 支給対象事業主に雇用される期間が6か月以上の**無期雇用労働者**

(3) 同一の業務について6か月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所、その他派遣就業場所において当該同一の業務に従事している**派遣労働者**

(4) 支給対象事業主が実施した**有期実習型訓練を受講し、修了**した**有期契約労働者等**

② **正規雇用労働者**として雇用することを約して雇い入れられた**有期契約労働者等**でないこと。

③ 次の(1)または(2)に該当する労働者でないこと。

(1) **正規雇用労働者**に転換または直接雇用される場合、当該転換日または直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において**正規雇用労働者**または**多様な正社員**として雇用されたことがある者

(2) **無期雇用労働者**に転換または直接雇用される場合、当該転換日または直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において**正規雇用労働者**、**多様な正社員**または**無期雇用労働者**として雇用されたことがある者

④ 支給申請日において**離職していない者**であること。



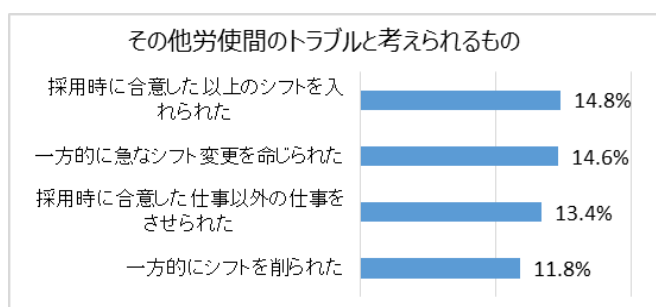
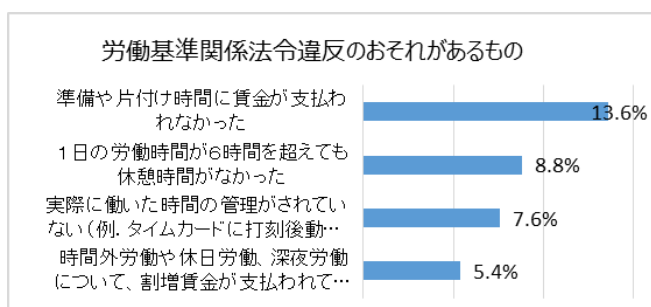
ブラックバイト？ 学生アルバイトにも必ず労働条件の明示を！

◆「ブラックバイト」の実態把握

労働条件が過酷な「ブラックバイト」が問題となっていることから、厚生労働省は平成 27 年 8 月下旬から 9 月にかけて実態調査を行いました。調査は、全国の 18 歳～25 歳の大学生、大学院生、短大生、専門学校生等で週 1 日以上アルバイトを 3 カ月以上継続した経験がある人を対象に行われ、1,000 人から得られた回答結果が集計され、11 月に公表されました。

◆トラブルの主なもの

実態調査の結果からは、経験したアルバイト延べ 1,961 件のうち 58.7%で、労働条件通知書等が交付されていないなど、労働条件等で何らかのトラブルがあったとの回答したアルバイトは 48.2%に上りました。



◆業界団体を通じて改善要請

結果を受けて厚生労働省と文部科学省は連携して、経団連、日本商工会議所、学生アルバイトの多い業界団体に対して、法令を順守し、無理な人員配置はしないよう文書で要請を行いました。

- 1 労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与などの労働基準関係法令を遵守すること
- 2 学生の本分である学業とアルバイトの適切な両立のためのシフト設定などの課題へ配慮すること



人材不足が加速する中で、人材流出を防ぐため、パートやアルバイトの福利厚生への拡充など、働きやすさで離職防止を図る企業も増加しています。アルバイトを雇い入れる際には必ず労働条件を明示し、また、学業とアルバイトが両立できるようシフトにも配慮しましょう。

人事労務ニュース

●高齢者雇用の起業家に助成へ 政府案

政府は、60 歳以上で起業した事業主を対象に、高齢者を複数雇用すれば 200 万円を上限に実費の 3 分の 2、40～59 歳の場合であれば 150 万円を上限に実費の半額を助成する仕組みを今年 4 月にも設ける案を明らかにしました。



●保育士の待遇改善で人手不足解消へ

厚生労働省は「一億総活躍社会」の実現に向け、人手不足が深刻な保育士の待遇改善策を打ち出した。保育士の資格を持たない人でも一定の条件を満たせば業務を手伝うことができるように 4 月にも省令を改正して規制を緩和する。また、ベテラン保育士の巡回支援により若手保育士の定着を支援し、賃金の引上げに向けた財政支援なども継続する。

2017年3月卒 新卒採用スケジュールはこう変わった！

2017年3月卒業・修了予定の皆さんの就職活動スケジュールについて、経団連加盟企業を中心に、選考（＝採用面接など）開始時期が従来の8月から6月へと、2カ月前倒しになります。また、企業によってはそれ以前から選考を開始することもあり、選考開始時期が全体的に2016年卒よりも前倒しになります。



SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報



「助成金申請の仕方講座」

明日にでも申請可能！2015年サトー申請実績100件超の講師とその場で一緒に計画書や申請書を作成してみませんか。

■日程 ※いずれも13:30～16:30までの受講

企業内人材育成推進助成金 2月9日(火)

業務改善助成金 2月16日(火)

■場所

2月9日(火)：MDX 広島ビル8階 セミナールーム

2月16日(火)：MDX 広島ビル8階 セミナールーム

■受講料

各25,000円(税別)

若手向け「仕事力」パワーアップ研修

自分の性格を知ることはコミュニケーション能力を高めるうえでの第一歩です。コミュニケーションや対人関係の傾向に気づき、成果達成するための周囲への関わり方や対人関係を見つめ直しませんか。

■日程：2月8日(月) 10:00～16:30

■場所：MDX 広島ビル8階 セミナールーム
(広島市中区大手町1-6-2)

■受講料：5,000円(税別)

■研修で得られる効果

↳発想力や思考の柔軟性を養うことができる

↳相互コミュニケーションや協調性の重要性を学べる



新人向け「自走力」が身につく新入社員研修

ビジネスマナーはもちろん、普段の自分自身の行動パターン、コミュニケーションや対人関係の傾向を知ることによって周囲への関わり方を学ぶことができます。考えはあるのに自己表現できていない、指示されたことはきちんと対応するのに、自らチャレンジはしない新人の意識と行動を変えませんか？

■日程：4月4日(月) 13:00～17:00 / 4月5日(火) 9:30～17:00

■場所：MDX 広島ビル8階 セミナールーム

■受講料：10人未満 10,000円、10人以上 8,000円(税別)

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082(546)2080 FAX：082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03(5829)8982 FAX：03(5829)8983